

令和4年度さいたま市障害者優先調達推進方針の概要

策定の目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の優先的な調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的として策定する。

調達方針の概要

1 適用範囲

市全ての機関が直接又は委託事業者若しくは指定管理者を通じて発注

2 優先調達対象者

○就労移行支援事業所 ○就労継続支援事業所（A型・B型）○生活介護事業所
○障害者支援施設 ○地域活動支援センター ○小規模作業所 ◇障害者多数雇用企業
◇特例子会社 ◇在宅就業障害者 ◇在宅支援団体（◇は事前登録が必要）

3 調達目標

物品及び役務の調達を計画的に推進するため、本年度の調達件数を230件とする。

4 調達推進の実施

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ①障害者優先調達の推進の全庁的な取組み | ⑤発注可能な物品等の十分な検討 |
| ②予算の適正な執行と優先的かつ積極的な調達 | ⑥製品開発・品質向上等の支援 |
| ③特定随意契約対象者名簿の整備と情報の提供 | ⑦障害者多数雇用企業・特例子会社の登録制度の実施 |
| ④発注に際しての配慮（納期・履行期間等） | ⑧「障害者雇用促進企業」の積極的活用 |

5 調達実績の公表等

- ①当該年度の終了後、調達実績を市ホームページにより公表する。
- ②物品及び役務の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行う。

ノーマライゼーション条例
PRキャラクター



ノーマくん ライちゃん